

かかみがはら安心ねっとわーく事業実施要綱

(平成25年11月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会全体で見守りのネットワークを構築することにより、市民の孤立死防止、安否確認及び行方不明者の早期発見を行うほか、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境整備を図るため、市が実施するかかみがはら安心ねっとわーく事業（以下「ネットワーク事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 ネットワーク事業は、次に掲げるネットワークを統合した事業をいう。

- (1) 見守りネットワーク 市民の孤立死を防止するため、異変に気付いたときに市へ連絡し安否確認を行うための関係者及び関係機関によるネットワーク
- (2) SOSネットワーク 徘徊等により行方不明となった市民を早期発見・保護につなげるための関係者及び関係機関によるネットワーク

(構成員)

第3条 ネットワーク事業の構成員（以下「構成員」という。）は、市、関係者及び関係機関並びに市内に事業所を有する法人又は団体で、ネットワーク事業の趣旨に賛同し市と連携協定を締結したもの（以下「協力事業者」という。）とする。

(事業内容)

第4条 協力事業者は、市内における業務活動中に市民の異変等に気付いたときは、市に連絡を行うものとする。ただし、協力事業者が当該市民の異変等に緊急性があると判断したときは、必要な措置を行うとともに、各務原警察署又は各務原市消防本部に通報するものとする。

2 市は、協力事業者から連絡を受けたときは、状況を確認し適切な支援を行うほか関係者及び関係機関との連絡調整を図るものとする。

(会議の開催)

第5条 市は、ネットワーク事業の推進のため、必要に応じて関係者、関係機関及び協力事業者と連絡会議を開催するものとする。

(守秘義務)

第6条 構成員は、ネットワーク事業の実施により知り得た個人情報等を、ネットワーク事業の目的以外に利用し、又は漏洩してはならない。構成員でなくなった後も同

様とする。

(庶務)

第7条 ネットワーク事業の庶務は、各務原市健康福祉部高齢介護課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月10日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。